

社会福祉法人ゆず 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆず（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等への報酬は、社会福祉法人ゆず定款8条及び第22条の定めにより無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、第4条の定めとおりに費用弁償をする。

(費用弁償する業務及び支給額)

第4条 費用弁償する業務及び支給額は、次のとおりとする。

業務の種類	支給額
(1) 評議員会及び理事会等の会議への出席（Web会議等での参加、決議省略の場合を含む）	日額 5,000 円
(2) 監事による監査	
(3) 行政機関による監査への立会い	
(4) 役員等の各種研修会への参加及び他法人等の視察研修	当法人の旅費規程を準用する。
(5) その他理事長が必要と認めた業務	

2 前項（1）から（3）に規定する業務の遂行に必要な経費（交通費等）は旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。ただし、Web会議等により出席した場合並びに決議省略の場合は支給しない。

(適用除外)

第5条 この法人の職員である理事については、前条（1）から（3）の業務に係る費用弁償は行わない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和5年5月25日（評議員会議決の日）から施行し、令和5年4月3日より適用する。